

平成 19 年度第 7 回定例会

八王子市教育委員会会議録

日 時 平成 19 年 7 月 11 日 (水) 午後 2 時
場 所 八王子市役所 8 階 801 会議室

第 7 回定例会議事日程

1 日 時 平成 1 9 年 7 月 1 1 日 (水) 午後 2 時

2 場 所 八王子市役所 8 階 8 0 1 会議室

3 会議に付すべき事件

第 1 第 3 5 号 議案 八王子市体育館条例施行規則の一部を改正する規則設定について

第 2 第 3 6 号 議案 中学校教育 6 0 年記念教育功労被表彰候補者の推薦について

4 協議事項

八王子市立第六中学校北校舎等改築工事請負の変更契約について

5 報告事項

麻しんについて

その他報告

第 7 回定例会追加議事日程

1 日 時 平成 1 9 年 7 月 1 1 日 (水) 午後 2 時

2 場 所 八王子市役所 8 階 8 0 1 会議室

3 会議に付すべき事件

第 1 第 3 7 号 議案 八王子市立学校教職員の処置の内申に関する事務処理の報告について

八王子市教育委員会

出席委員（4名）

委員	長	（1番委員）	小田原	榮
委員		（3番委員）	川上	剋美
委員		（4番委員）	齋藤	健児
教育	長	（5番委員）	石川	和昭

欠席委員（1名）

委員		（2番委員）	細野	助博
----	--	--------	----	----

教育委員会事務局

学校教育部長	石垣	繁雄
学校教育部参事 兼指導室長事務取扱 （教職員人事・指導担当）	由井	良昌
教育総務課長 学校教育部主幹 （企画調整担当）	天野	高延
施設整備課長	萩生田	孝
学事課長	野村	みゆき
学校教育部主幹 （学区等調整担当兼 特別支援教育・指導事務担当）	海野	千細
指導室統括指導主事	朴木	一史
生涯学習スポーツ部長	菊谷	文男
生涯学習スポーツ部参事 （図書館担当）	峯尾	常雄
生涯学習総務課長	米山	満明
スポーツ振興課長	遠藤	辰雄
学習支援課長	牧野	晴信
生涯学習スポーツ部主幹 （体育館担当）	福田	隆一
施設整備課主査	松本	眞次
体育館主査	三橋	正行

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 査
教 育 総 務 課 主 任
教 育 総 務 課 主 事

後 藤 浩 之
星 香代子
石 川 暢 人

【午後2時00分開会】

小田原委員長 大変長らくお待たせいたしました。本日の委員の出席は4名でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成19年度第7回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は 3番 川上剋美委員を指名いたします。

なお、本日、追加日程の提出がありましたが、これにつきましても議題といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 全員異議ないものと認めます。

また、議事日程中、第36号議案及び追加日程の第37号議案につきましては、議案の性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項及び第7項の規定により非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 異議ないものと認めます。それでは、それ以外の案件について進行いたします。

小田原委員長 日程第1、第35号議案 八王子市体育館条例施行規則の一部を改正する規則設定についてを議題に供します。

本案について、体育館から説明願います。

福田生涯学習スポーツ部主幹 それでは、第35号議案 八王子市体育館条例施行規則の一部を改正する規則設定について、担当の三橋主査から説明させていただきます。

三橋体育館主査 八王子市体育館条例施行規則の一部を改正する規則を公布するものとするということで御説明させていただきます。

平成19年7月11日、八王子市教育委員会。

八王子市教育委員会規則第20号 八王子市体育館条例施行規則の一部を改正する規則。

八王子市体育館条例施行規則(昭和49年八王子市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。第12条第1項中(1)市民体育館の「ア 第1、第3及び第5月曜日」を「ア 第1月曜日」に、(2)甲の原体育館の「ア 月曜日」を「ア 第1月曜日」に改める。附則、この規則は、平成19年7月16日から施行する。以上でございます。

小田原委員長 体育館からの説明は終わりました。本案について何か御質疑、御意見はございませんか。

齋藤委員 今回の御説明で、体育館の実際に使える日にちがかなり多くなったということで、市民のニーズに答えてのことで大変いいことだと思うんですが、反面、これだけ日数が、市民体育館で13日、甲の原体育館で32日、年間で増えるということ。これについてどの程度、いわゆる経費、人件費ですとか光熱費ですとか、やはりかかると思います。私は図書館のときも

同じような質問をし、やはりニーズには応えたい、でも費用がかかる、それをどうするかというところのはかりでいるんなことが決まってくるんじゃないかなと思うんですが、今回の場合、ぱっと改正のものが出てきているんですが、それに対する費用というものがどのくらいプラスになって、これだけやるだけのニーズに応える価値があるのかという部分をどの程度検討なさったか、お伺いしたいと思います。

福田生涯学習スポーツ部主幹 経費でございますが、市民体育館のほうにつきましては、警備委託、清掃委託等が120万円程度、光熱水費が111万円程度、嘱託員の報酬としまして215万円程度、合計で450万円程度かかるということでございます。

それと、甲の原につきましては、委託費が350万円。すみません、市民体育館につきましては、嘱託員の報酬が。

小田原委員長 市民体育館が13日増えるということで400万円増えるという単純計算なんですか。それは別な計算じゃないんですか。だって、13日増えただけで嘱託員の人件費が二百何万円かかるんですか。普通、嘱託の13日という勤務で言えば1月分で十何万円のはずですよ。

福田生涯学習スポーツ部主幹 すみません。市民体育館のほうで、清掃委託だとか、トレーナーの賃金だとか、嘱託員の報酬、光熱水費で135万2,000円です。甲の原のほうが、プール管理委託、清掃委託、嘱託員報酬、嘱託員が1名増えますので、626万5,000円程度。合計で761万7,000円程度増えるという形になります。申しわけございませんでした。

小田原委員長 ということですが。

齋藤委員 ちょっと確認ですけれども、台町にある市民体育館のほうが13日増えて135万円程度、それは人件費も光熱水費もみんな含めてですね。

福田生涯学習スポーツ部主幹 はい。

齋藤委員 甲の原のほうが、32日増えて626万円。

福田生涯学習スポーツ部主幹 はい。それと、ちょっと申し漏れがございました。歳入といたしまして、使用料の収入がございます。それは施設使用料などですが、それが450万円程度収入になるということでございます。

川上委員 何日分ですか。

小田原委員長 45日。

川上委員 延べ、合わせてですか。

福田生涯学習スポーツ部主幹 そうです。45日増分でということですね。

石川教育長 差し引くと311万円が。

福田生涯学習スポーツ部主幹 持ち出しという形になります。体育館の競技場の利用率等が非常に高くなっているということで、市民団体のほうからの要望等もございました。そうした中で、市民体育館、甲の原体育館が一番大きな市施設になりますので、利用者の利便性を考えるということになると、やはり開館して利用の枠を広げることが市民サービスにつながるだろう

ということで、開館をしたものでございます。

小田原委員長　　ということですが、いかがでしょうか。

齋藤委員　　感想でもよろしいですか。

小田原委員長　　御意見、感想をどうぞ。

齋藤委員　　今の説明で内容はよくわかったのですけれども、教育委員会がここで話し合っている話の中でいろんな話が出てくるわけで、前回の定例会の中でも例えば図書館の話が出てくる。30分でもいいから開館時間を早められないか。やっぱりそれにはお金がかかる。市民のニーズとそれに対するお金が、絶えずはかりの中で討論されているわけですね。それで、なかなか難しいという話が出てくる。かたや図書館のほうも一生懸命努力しながらも、そのニーズが、どういう声だかというものが拾え切れていないということも理由の一つで、なかなか実行できないという現状があるわけですね。体育館のほうは、今のお話で、市民の団体の使用したいという声が非常に大きいということばと受け入れて、こういうふうにはぼんとやれるわけです。「ぼんと」と言ったら非常に語弊があるかもしれないんですけど、何か全体的に考えてみたときに、これだけ、年間参百何十万円という持ち出しがあっても、体育館のほうはニーズに応えていくと。よく検討したうえで、そういうことを考えていく。片や、同じような施設が、図書館とかいろんなものがあるわけですか、そちらのほうではなかなかどれがニーズなのかははっきりわからないというような理由もあったりして、何か公平性に欠けるのかななんていう気持ちが若干ありますけどね。ただ、運動というものは、確かにある程度決められた団体が希望するものの声を聞いていくしかないかなと思うんですけれども、そのあたりは相当検討なさって決めていったことなんでしょうね。

福田生涯学習スポーツ部主幹　　団体からの要望が当然あったということで先ほどお話をさせていただいたんですが、そのほかに、議会のほうからの要望もございまして、また、体育館の利用者のほうから、「目安箱」ということで、みんなの声というか御意見をちょうだいする箱等を設けているわけですが、そういうところにもそういう要望が来たというふうなことの中で、体育館としてできることはやろうということで、こういうふうな結果になったということでございます。

小田原委員長　　齋藤さんが言ったのは、感想ということだけれども、希望的な感想を言っているわけですよ。「要望があったから、ぼんと」という言い方をされたけれども、それに応えていくのに対して、図書館はと言っているわけですよ。図書館のことは応えられないけれども、地区の要望に応えられる体育館と、要望はできるだけ聞くけれども、できる限りのところが図書館のこの間の変更の部分ですという、そのところの答えは言えますか。答えというか、感想だと言っているだけだけれども、何で図書館はできないんだということを言っているわけですよ。

福田生涯学習スポーツ部主幹　　経費の面で、市民体育館のほうは第1、第3、第5は閉館で、2、4は開いていましたので、囑託員さんと清掃等の委託料の部分が増えたという形になります。甲の原体育館については、1名囑託員さんでというような形になるわけですが、歳入の使用料もその部分入ってきますし、歳出の必要経費と比べてもそんなに持ち出しも多くな

いというようなことの中で、市民サービスにつながる部分であれば実施していきたいということとで実施した、そんな状況でございます。

石川教育長 図書館との関係が全然言われてない。聞かれていることはそういうことでしょうか。

菊谷生涯学習スポーツ部長 今回の通年開館につきまして、館長の説明に追加させていただきますと、これはなかなか難しい説明になるんですけども、体育館の執行体制につきましても見直しをいたしまして、1名減という形をとらせていただきました。それに対しまして通年開館ということで、甲の原については囑託も入れなければいけないということで、その内部努力はいたしまして、あるいは歳入451万円ということ。概ね、机上の計算になりますが、マイナス80万円程度で運営ができるという形になっております。

それと、先ほどの団体からの要望ということもございますけれども、市のほうといたしましても、スポーツ振興基本計画等に記載しておりますが、市の企画事業によりまして、より多くの市民の方が体育館に足を運んでいただけるような自主事業も今後展開していきたいと、こういうふうを考えて通年開館に踏み切ったものでございます。

峯尾生涯学習スポーツ部参事 図書館のお話がありましたが、ニーズに一部応え切れていないような発言もあったかもしれませんが、図書館の場合は何よりも通年開館等の声が多かったわけですね。そういう中で、サービス向上のために、新たな経費を発生させずに内部努力の中でやってきました。開館時間が増になりますということは、窓口業務が増えるわけですので、今まで窓口に張りついていた職員というのを減らして、その分、量的拡大を図るために、臨時職員、囑託員、役割分担を明確にして、それぞれに置き換えて、新たな経費を一切発生させずにやってきたというような事情がございます。

体育館においても、部長のほうから説明がありましたけれども、プラスマイナスすれば80万円ほどの減になるという中で、市の方針としましては、行革を進める中で、市民サービスは高めていくけれども、内部努力で新たな経費を発生させないと。そんな取り組みで、共通での取り組み、同じようなスタンスでの取り組みであろうかと思っております。

前回も、開館時間をさらに早めたらどうかという御提案もいただいたわけですが、一定の図書館の経営資源に限りがある中では、もちろん開館時間を早めるということも一つの要望かもしれませんが、情報発信機能を高めていくとか、いろんなニーズがある中で、新たな審議会もできたことですから、今後の図書館のあり方というのを検討していく中で、そのことも含めて、どういうふうの実施していったら一番効果的か、このあたりを検討していきたいと思っています。

齋藤委員 わかりました。その中でまた一人人員を減にしたりして努力して、プラスマイナスの中を本当に整理しながらやっているんだという話が、今の説明でよくわかりました。最初の話では、何か体育館のほうは比較的ニーズに応えられて、本当に図書館のほうは内部努力、内部努力でなかなか御苦労なさっているというようなイメージがちょっとあったもので質問させていただいたので、そういう内容で私もちょっと聞いたものですから、御理解いただきたいと思います。

この件について、私は結構です。わかりました。

小田原委員長 そのほか何かございませんか。

体育館と図書館は、市民サービスといっても、使い方がかなり違うということですよ。本を貸し出したり、あるいはリファレンスに対応したりということと、体育館は場所を提供する、あるいは光熱水費等の管理の部分というのでは、かなり違うわけですよ。その点で、どれだけ市民にサービスを提供できるかという点では、できる部分とできない部分というのはかなり差があるというふうに御理解いただければよろしいかと思えますけれども。これは、歳入の部分を考えていきますと、例えば体育館や運動施設設備は市営でいいのかというようなことも当然問題になってくよいかと思えますので、これも含めてまた検討していただきたいと思います。

それでは、第35号議案につきましては、特に御意見ございませんようでしたら、お諮りいたします。本案についてこのように決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

小田原委員長 異議ないものと認めます。よって、第35号議案につきましては、そのように決定することにいたしました。

小田原委員長 続いて協議事項、八王子市立第六中学校北校舎等改築工事請負の変更契約についてを議題に供します。

本件について、施設整備課から説明願います。

萩生田施設整備課長 お手元の資料をごらんいただきたいと思います。第六中学校北校舎等改築工事請負の変更契約についてでございます。これについて、工事契約なんですが、昨年、平成18年9月から現在工事をしておりますけれども、工事の進捗に伴いまして設計変更をする必要性が発生したため、契約変更を実施するものでございます。この契約変更ですが、契約金額が大きいものですから、議決を経て契約したものでございます。その変更ということになりますと、また議決ということになりますけれども、規定により市長に専決処分をお願いするといったものでございます。

細かい内容については、松本主査のほうから御説明いたします。

松本施設整備課主査 それでは、お手元の資料に基づきまして説明させていただきます。

平成18年9月27日より工事に着手しているところですが、工事の進捗状況に伴いまして設計変更要因が発生したため、今回、変更契約を実施するものです。

主な変更内容ですが、お手元の表に書いてありますように、消防署の中間検査の指摘により、校舎3階東側に避難器具を設置すること。また、そのほかに、体育館1階アリーナの部分にカーテンボックスを設置。あと、体育館1階アリーナのドア部分に、夏の暑い時期にドアを開けて球技するときにボールをとめるための防球ネットの設置等です。

現在の契約状況ですが、請負者 八王子市中野上町四丁目39番2号 三友・手嶋建設共同

企業体、契約金額が6億1,530万円(税込み)、契約工期は平成18年9月27日から平成19年12月21日までとなっております。

変更契約につきましての説明は以上です。

小田原委員長 以上ですか。よくわからなかったのです。どうぞ。

齋藤委員 消防署から中間検査で指摘を受けたという内容がちょっとわかりにくいんですが、これは今3階の東側とおっしゃったんですが、新しい校舎なのか、六中には南校舎がございませぬ。どういう指摘を受けたんですか。

松本施設整備課主査 新しい北校舎の3階のほうです。3階の部分で、避難階段はありますけれども、その避難階段のところから2メートルの範囲内に開口部等がありますので、もう1カ所、避難器具を設置してほしいという指摘がございまして、避難器具を取りつけるものです。

齋藤委員 ちょっと大変しつこいように申しわけないんですけど、私も本業が建築なものですから、このあたりのことになってくるとどうしても詳しく聞きたくなるんですけども、例えばここで一番新しくでき上がった体育館、四中の体育館ができていますね。私も第四中学校の体育館を見てきているんですが、今のお話の中でも、入り口のところの防球ネットはついておりますね。おそらく体育館のカーテンボックスというの、意味は何となくわかるんですが、四中のカーテンは壁から出っ張ってカーテンレールがくっついているんですね。あれが、子供たちがぶつかったりすると危険だというようなところが指摘されたんだと思うんですよ。そのためのカーテンボックスではないかなというふうに私は個人的に思っているんです。今の説明ではね。

それと、今の消防の検査も、新しい北側の3階でしょう。私も仕事で携わりますけれども、消防署はめちゃくちゃ事前検査が厳しいですよ。事前の段階で図面を何度も何度も提出して、何度も何度もチェックされます。つまり、単純に言わせていただきますと、何で今ごろなの。

今の3つの項目は全部、最初の段階でわかっていなければおかしい内容だと思うんですよ。それがはっきり言って理解できない。四中のいろんな問題点というものをよくチェックして把握していれば、防球ネットなんて当たり前のことで、カーテンボックスは、四中を見れば、あんなのは危なくて、とてもじゃないけどやり直したでしょう。消防署の検査も当然事前に受けたはずですけども、何で中間検査でなのか。北側の避難施設というのは、私にもちょっと理解できないんですが。

小田原委員長 最初に私が変なことを言ったのは、説明になっていないわけ。変更の契約についてと言っているけれども、何がどういふふうに変更されるのかというのが明確でないから、これは説明だったのかなと。今、齋藤委員から質問されていますけれども、工事の進捗に伴い、どういふ進捗状況の中で、設計変更要因が発生したためと言うけど、その設計変更要因、これも明らかにされていないわけ。で、どういふ変更契約をするのか。「等々」となるけれども、3点あると言った。今のカーテンボックスの話も、危険だから取り払って新しくカーテンボックスをつけるという話じゃないんでしょう。どこか1カ所つけ忘れていたためじゃなかったんですか。そういうようなことを明確に示さないと、齋藤委員の質問は次から次へどんどんいきま

すから、わかる契約の変更を御説明願います。

萩生田施設整備課長 失礼しました。契約の変更につきましては、当初契約が6億1,530万円の契約金額でした。今回、工事進行に伴って設計変更要因というのは3点ありまして、先ほど申しましたように、3階に避難器具を設置するというのが1点です。これにつきましては、消防署のほうへは当初から計画通知を出しておりました。消防署のほうでは、その段階では何もなかったという中で、実際に建ち上がった中で現場を見ていただく中でそういった指摘があったということが経緯でございます。

小田原委員長 それも、途中で申しわけないけれども、何で指摘されたのかというところを言わないと、何で今ごろという話になります。

萩生田施設整備課長 それはまたお話しします。

小田原委員長 今の中で説明してってくださいよ。

松本施設整備課主査 当初のときは、図面で消防署のほうの確認は受けております。確認済書もありますけれども、それが、実際に2次元、3次元に立って現場で確認したところ、そこに必要だということになりました。

萩生田施設整備課長 その避難器具以外に、体育館1階のアリーナの窓部分にカーテンボックスを設置するというのもう一つの要因。これについては、当初の設計の段階では、残念ながらそういうことが載っていなかったということがあります。

もう一つ、体育館1階のアリーナのドア部分、入り口部分に防球ネットを設置すると。これについても当初の設計段階、これは建築のほうで施工管理しているわけですが、そういった中で、それについても残念ながらそれが入ってなかったということで、カーテンボックスと防球ネットについては、当初は設計の中に入っていなかったということで、現実には建ち上がっていく中で学校側との話し合いの中でそういったこともわかったということでございます。

小田原委員長 うーん、それだけ。

萩生田施設整備課長 それだけです。

小田原委員長 ということですが、いかがですか。

齋藤委員 つまりカーテンボックスはそういう理由じゃないの。私が質問した内容ね。第四中学校を見に行きますと、体育館を暗くしなきゃならないときがあるじゃないですか。そのための暗幕のためのカーテンレールが壁から出っ張ってついているわけですよ。金物の華奢なやつが。だれかぶつかればすぐ壊れる。なおかつ危険ですよ。高さも下のところにありますので。それを反省してカーテンボックスが必要になったという意味ではないんですか。違うわけ。

小田原委員長 カーテンボックスは設計になかったから入れるという話なんですよ。

萩生田施設整備課長 委員長のおっしゃるとおりで、当初、当然、暗くする場合もあるし、明るくする場合もありますから、設計上、カーテンボックスというのは必要だったんですけども、当初の設計では残念ながらそれが入ってなかったということで、それは建築なり私どものほうで十分チェックをしなかったという部分がありますけれども、当初設計に入っていない中で、具体的に建ち上がる中で、遅いと言われればそのとおりかもしれませんが、その時点でわか

ったものですから、これは設計変更しないとうまくないということでの変更でございます。

齋藤委員　ちょっと質問の内容を変えさせていただきませうけれども、民間の小さい建築屋から考えさせていただくと、請負、お客さんから仕事をいただく元請がいますね。お客様がいます。今回の工事のことを考えたときに、発注元というか、お客さんはだれなんですか。金を出す相手。

萩生田施設整備課長　お金を出すのは八王子市です。

齋藤委員　そうすると、ここで設計変更になるための追加は、八王子市が出すんでしょう。そのお金はどこから出るんですか。

萩生田施設整備課長　それは市の負担になります。

齋藤委員　本当に申しわけないですが、我々民間からすると考えられない話なわけですよ。ちょっと考えてください。萩生田さんの家を私が請け負ったとして、消防の検査を事前に一生懸命してきましたけれども、中間検査を受けたらだめだと言われました。100万円追加になりましたからくださいと言って、くれますか。絶対に払わないでしょう。それはあなたのほうの責任だろうと言われませんか。建築屋は事前に消防と一生懸命打ち合わせしました。一生懸命打ち合わせはしたんですけども、中間検査を受けたら足りないところが出ちゃいました。

小田原委員長　ちょっと、今の話は、請負元、発注者、そうすると八王子市がそちら。

齋藤委員　発注者が萩生田さんだとして、請負元が私としましょう。

小田原委員長　共同企業体が請けたときに、齋藤さんが請け負ったときには、設計はどっちがやったの。

齋藤委員　当然元請がまとめてするものだと私は把握しています。

小田原委員長　ところが、今回の場合には、設計はそちらなんですよ。

萩生田施設整備課長　設計会社と実際の建設会社は違います。設計は設計でやります。それでその後工事という形で、最初から違うんですね。

小田原委員長　発注して、設計は共同企業体とは別にあるわけね。

萩生田施設整備課長　設計は別の会社が全体工事に先立ってやります。

小田原委員長　市の建築部だか建築課がやったとかいう話じゃないわけですね。

萩生田施設整備課長　設計は外部に出していますが、その施工管理は建築課でやっています。

小田原委員長　施工管理、どういうことなんですか。要するに、責任の所在を明らかにするわけなんだけれども。

萩生田施設整備課長　設計を出す場合にも、設計のお願いをして、その過程の中では、いろいろと設計会社に指示をしたりするわけですね。そういった一連の作業については建築課のほうでやっている。我々のほうで総体についてはお願いしますが、個別の細かいことは、建築の資格を持った人間がいっぱいいる建築課のほうで担っているということです。

小田原委員長　そうすると、100万円出すといったときに、齋藤さんは施工主である萩生田さんに言うのか、設計屋に言うのか、どっちに言うんですか。

齋藤委員　全くレベルが違う話になってしまうと思いますけど、私の会社のレベルなんかでい

うと、元請が設計もすべて一切請負うんですよ。ですから、責任はすべてこっちにあって、後の消防の検査から追加が出ましたのでお客さんからくださいと言って、お客さんからもらえることはまずないと思います。

萩生田施設整備課長 齋藤委員さんのおっしゃることはわかるんですが、設計と工事と一体ではないんですね。設計会社は設計会社で設計しています。それを受けて工事は工事でやりますということで、そこが一体になっていれば、おっしゃるように設計会社にも一定の責任があるというふうな考え方も出ると思いますけれども、公共事業の場合には、設計は設計、工事は工事で分けていますから、そこで齋藤委員のおっしゃる内容とは若干ずれがあるというふうに思います。

齋藤委員 それはそうだけれども、言っていることが全くおかしいですよ。私なんかだって、大きな工事になりますと、私のほうからお金を出して設計事務所に頼むことが当然あります。それは、単純に言って、大切な税金が使われるわけです。このお金が、どう言ったらいいんだろうな、イメージですよ、大変失礼な言い方だったら御容赦いただきたいんですけども、はっきり言って、自分の懐が痛めば10万円だって払わないと思うよ。どうもこの話は、我々は襟を正さなければいけない話ですよ。こういうことが往々にしてあったら、今、教育予算がないと言われていて、子供たちのためにどうやってお金を使っていこうか、教育というのは本当にお金がかかるんだということをずっと言っているわけじゃないですか。それで、むだを省いて一生懸命やっっていこうという話をしているのに、こういう話が出てくると、本当に私は残念なんですよ。

萩生田施設整備課長 むだでは決してないと思います。当初は、第六中学校の校舎の改築ということで一定の設計の中でこういった契約をしますということでやります。そのお金が6億1,500万円かかります。それで、今回、設計要因でプラスアルファの事業内容が出たわけですから、それは当然契約変更して、その分は請負者にお金を払う。そうじゃないと、これはまずいと思うんですよ。プラスのものが出た。その要因とすれば、消防署によるそういう指摘とか、あるいは当初の体育館の部分で言えば、私どもの一定の課題といいますか、そういった部分もありますけれども、今の契約にプラスの要素が出たとすれば、そのプラスの分についてはお支払いをしなければ、これはおかしいというふうに私は思います。

齋藤委員 恐らく朝まで言い合っても堂々めぐりのような気がします。ただ、何度も言っていますけれども、体育館を今まで一体何棟建ててきたんですか。そこにネットが必要か、カーテンボックスが必要かなんていうことは、最初からわかり切っている話じゃない。何で今ごろそんな追加で、落としていました、ありませんでした。追加要因だなんてあり得ないと私は思います。

萩生田施設整備課長 その部分については本当に申しわけない部分で、私どもも建築とも相談して、今後どうするかということは考えなきゃいけないと思います。私どもの事情で言いますと、建築の資格を持った人間が一人しかいない中で、これだけ改築の需要があると、なかなか手が回らないという事情もありますけれども、それを理由にはいけないと思いますので、

建築と相談して、何か防ぐ方法というのを考えなければいけない、それは本当に思っています。

小田原委員長　話がちょっとずれちゃっていますけれども。

石垣学校教育部長　契約については、市以外の業者のほうに委託してやっているわけですが、その委託内容部分についての納品の確認の責任は市にございます。ですから、その部分において、設計会社がどうのこうのということではなくて、最終確認の市の責任ということは、やはり免れないのかなと思っています。それは私のほうも大変反省している材料でございまして、今後どうするかということはきちっと対応していかなければいけないと思っています。

ただ、そういう中で、措置をしなかったという部分について、変更契約が出るという部分については、当初の契約の中に入っていないから、それはここの中で、契約変更という話の中で、その設置費用を入れるということで、今回、契約変更ということで出させていただきました。その内容の部分について、何で当初に入らなかったかという部分については、先ほど申したような形で、契約の部分での確認のところ、そういう甘さがあったという市の責任は痛感しているところでございます。以上でございます。

小田原委員長　納得できますか。よろしいですか。

川上委員　市側の設計図を見落としていたところ、それから発注のときにそのことを注文していなかったと、設計図の段階に入れていないということは、こちらのミスだということとは十分よくわかります。それで、今、課長のおっしゃるように、建築には資格のある人が1名とおっしゃいましたか。

萩生田施設整備課長　施設整備課でいわゆる学校の増改築等を担当している職員が何人かいるんですが、その中で建築の資格を持った人間は現在1名でございます。

川上委員　図面というのは資格がなくても読めますから、何人かで読み合わせて、何か落としているものがないかどうか確認の作業をもう一回なされば。今そこに設計図を持っていらっしゃるから見せていただきたいなと思ったんですが、それは設計変更後かどうかちょっとよくわからないので。

それから、先ほどから、カーテンレールとカーテンボックスの違いでお話が出ていますけれども、カーテンレールが入ったものがカーテンボックスと考えてよろしいんですか。齋藤委員さんが危険度というふうにおっしゃっていらしたので。カーテンボックスというのはどういうものを言っていますか。

松本施設整備課主査　カーテンレールとカーテンを取りつけるための部分を覆っているもので、木で大体つくります。木とかアルミ。この部屋ですとアルミでブラインドをつけているところなんですけれども、そういうものを。

川上委員　それは金物でレールが飛び出していて危険とおっしゃいますけど、それは木が飛び出していて危険ということとはあれじゃないですか。ちょっとまた別の話ですけど。

小田原委員長　危険ということはないでしょう。

川上委員　下にあったら危険とおっしゃいましたよね。それはボックスになっていけば危険じ

やないんですか。木なら大丈夫なんですか。

齋藤委員　そういう面では危険は危険です。危険度の違いですね。

川上委員　先ほど齋藤委員さんは、下にある、要するに低いところにあるカーテンボックスの金物が出っ張って、そのものが出ていたら危険だから、そのボックスじゃないかというふうな御意見があったので、ちょっとそここのところを確認させていただいたんですけれども。

小田原委員長　きちんとしなければいけないのは、百万円かかると。だから、6億1,530万円が六億千六百何万円になるということですね。その百万円は、3カ所の追加をしなければ不都合が生じるから、これを計上して変更してつけてもらうんだ、だからそれは決してむだなことではないんだと。ただ、当初に欠けていた部分を補うわけだから、それを認めないとなれば、その部分につくらないでいくんだという話になるわけですね。それは不都合だということになるわけですよ。だから、これはぜひ認めてほしいんだということですよ。

萩生田施設整備課長　1点は消防署の指摘、それから残り、体育館1階のアリーナ部分については、ほかの体育館についてはそういった工事の仕様でやっていますので、これについても学校の教育活動上必要なものというふうに認識していますので、ぜひこの3つについては、追加工事の内容ということで、今後私どもで気をつけなければいけない部分が十分ありますけれども、ぜひこの3つの内容については変更ということをお願いしたいということでございます。

小田原委員長　税金のむだ遣いでは決してないんだということをはっきりさせなければいけないんだということですね。

萩生田施設整備課長　むだ遣いではないというふうに認識しております。ただ、手法と申しますか、手順については反省すべき点はあったと思います。

小田原委員長　当初に計上していれば、この税込みの契約金額はもうちょっと高かったはずなんだということなんですよ。それで、齋藤さんが話をしているのは、そういうことが起こった場合には、設計ミスであったとしても業者が肩代わりしてでもつけるんだというのは、こういう公共工事の場合にはあり得ない、そういうことだと。

萩生田施設整備課長　先ほど言いましたように、設計と工事会社は別です。

小田原委員長　それじゃ、設計会社が責任を持つという話になるんじゃないかという話になるわけですよ。それは、皆さんの話では、市の責任だ、市のだれの責任だ。だれというのは、個人名を言うわけではありませんよ。どこがどういう責任を果たさなかったから、だからそここのところはこれから気をつけるという話になるわけでしょう。齋藤さんに言わせると、何回もやっている話、初めてつくるわけではないのだから、何でそれが見落とされたのか、あり得ない話だというわけですよ。だから、そんなのは税金を使うのではなくて、必要であればしかるべきところで請負えという話をしているわけですよ。それでなかったら我慢しろという話になるんじゃないですか。

齋藤委員　恐らく堂々めぐりの話になってくるのだと思いますが、本当に御理解していただきたいのは、人間ですからミスはありますよ。私なんかお恥ずかしながらしょっちゅうあることで、でも、失敗したりミスをしたときには、素直に認めて責任をとらなければならないとき

てあるんですね。私なんか、長く建築をやっている中で、赤字になる話だってあるんですよ。こちらのミスのために泣きながら、本当に切ないですよ。でも、お客さんからお金をもらえなくても、責任としてやらなきゃならないときって、現実的にあるんですよ。そこらへんをぜひ理解していただきたいんですよ。どうも、イメージ的です、皆さん本当に立派な方ですからそんなことはないと思いますが、この話だけ聞いていると、俺の金じゃないから、税金だから、俺の懐は痛まないから、どうしてもそういう感じがしちゃうんですよ。そこらへんは本当に直しましょうよ。やめるべきだと思います。本当に気をつけるべきだと思う。やはりそこらへんは真剣にやらなければ、税金のむだ遣いではないとおっしゃる。これは堂々めぐりです。

私は、最初からわかっていれば、100万円でなく済んだと思いますよ。建築をやっているかわかりますけど、最初の段階でいろいろと含めた中での見積もりであるならば、もっと安くできた可能性だってある。それはたとえ10円だって、たとえ100円だって、本当にむだでなかったかということになってくると、怪しい。それ以上のことは私は言いませんけれども、ここはやはり二度とこういうことがないように真剣に考えなければ話だと私は思います。簡単に通るような話ではないと思います。

石垣学校教育部長 お話につきましては、齋藤委員のおっしゃるとおりでございます。私のほうも、今回のことについての仕切りは、また何らかの形でさせていただきたいと思っておりますし、また今後、学校建設の中で、そういう単純ミスというか、私としてはそういう形でしかとれないんですけれども、それがいいような形で、関係所管、教育委員会の担当所管の職員の資質を上げるということについては、これから対応していきたいと思っております。以上です。

小田原委員長 よろしいですか。市役所というか、市の組織上の問題というのにもあるようにも思われますので、そここの点検、見直しが必要であるならば、それも含めてどうするというふうなことですね。これは齋藤委員がおっしゃいましたけれども、当初からこれが設計に入っていれば、あるいは消防署との連携もきちんとできていれば、もっと経費をかけないでできたかもしれない。そういう点を考えて、組織のあり方と、仕事を進めていく上での点検、確認の責任を持つところの職務をきちんと執行していく、そういうことがどうしても必要になるだろうと思いますので、そここのところの、二度と起こさないためにどうするかというようなことについて、改めて御提示いただければというふうに思います。

ということで、ほかに。

齋藤委員 その他のところで聞こうかなと思ったところもあるんですが、関連しそうなので御質問させていただいてよろしいでしょうか。

今回、この六中のことを考えるに当たって、先ほどから言っているとおり、私は四中の体育館が完成したときに見に行ってきたんですが、当然、萩生田さんや皆さんも四中の体育館は確認していらっしゃるですね。

萩生田施設整備課長 四中の体育館には何回も行ってきます。

齋藤委員 その中で、2階の部分、専門用語で言うと「キャットウォーク」と言うんですか、

いわゆる試合を上の方から生徒たちが観戦する可能性のあるスペースがあります。昔はただカーテンを開けたり閉めたりするだけだったのが、今はかなりスペースが広がって、あのあたりで子どもたちが観戦できます。階段も非常に上がりやすくなってきて、私も見てきましたけれども、あの横のスパンの間の手すり、両サイドがビス3本でとまっているだけで、真ん中のプレート部分には1個もない。子供たちが何かの観戦でワーツと飛び出したら、私は倒れると思います。それでも落ちて子どもたちが怪我をしたときに、だれが責任をとるんですか。私は見にいってとにかくびっくりしていますよ。あまりにも華奢で、こうやるとぐらっとなりますね。真ん中には何にもないんですよ。ぶらんぶらん揺れている。あれ、何かの観戦のときにワーツといったら折れませんか。

萩生田施設整備課長 四中体育館のキャットウオークの齋藤委員さんがおっしゃった部分については、揺れは実際にございます。私どもも完成のときに、あるいは途中でも、それは確認して、建築のほうで工事監理、施工管理をしていますので、建築の担当者とも何回も話をしていますけれども、構造上は問題ないというお話はいただいています。ただ、委員さん御指摘のように、かなりといたしますか、一定程度揺れもありますので、建築と相談して おっしゃるとおり途中の支柱が1本もないんですね。なので、一定の改良を加えた中で、校長先生のほうからも指摘もありましたので、今、建築と相談して、一定の改修を行う予定であります。

齋藤委員 つまり何を言いたいかというと、こういうときに、この六中の問題もそうなんですけれども、私なんかも含めて、足元を見つめて襟を正しましょうよ。やっぱり縦割り行政なんですよ。恐らく萩生田さんは萩生田さんで一生懸命やられていると思うんです。ほかの部署の方々もやられているんでしょうけれども、横の連絡が悪いから、責任のトップに立っている人がいないんですよ。やっぱりあの手すりは考えられない。民間だったら絶対考えられない。あれもし、今言われましたけれども、法律上問題がないと言っている人がいるのだったら、どういう資格を持っているだれが言っているのか教えていただきたい。もし一級建築士の人間が言っているとするならば、それは資格を返したほうがいいですよ。

小田原委員長 たぶんそれは観客席用につくっていないから通っている話じゃないですか。それを観客席というふうな形で設計しているという話であれば、その手すりは触らないでくださいというふうな話にはならないと思います。たぶんあそこは、四中は僕は知りませんが、四中の場内には、生徒が何かの用事で通ることがあるための手すりだけであって、観客席用の手すりとして設置しているわけではないんでしょう。そういう指導上の問題になっているんじゃないですか。

萩生田施設整備課長 キャットウオーク自体がギャラリーというか観客用ではなくて、上の暗幕を閉めたりするのに使う部分ですので、通常は観客用ではありません。ただ、実際に子どもたちも上に行ったりしますので、そういった部分では、私も完成した後に行って、若干の揺れがあったので、それは建築とも何回も話をしたんですが、建築の一級免許を持っている人間だと思いますけれども、構造上は問題ないということでそのときも言われました。ただ、先ほど申しましたように、観客席でないにしても、ある程度揺れがあった場合には、子どもはそこで

ちょっとふざけるような場合があるかもしれませんので、より安全を考えた中で、至急に対応するようにという話はしました。今、その手法について話し合っているところです。

石垣学校教育部長　私も四中の先ほど出ましたカーテンレールの件については、施設整備のほうと話をして、あれは危ないよという話は実はさせていただいております。六中のほうでその対応ができなかったということについては、私自身、細かい図面まで見ていなかったの、私の落としたところでもあるのかなと思っています。

また、キャットウオークの部分についても、施設整備課長と話して、至急強度を補強しろという話で要請したところでございます。ただ、委員長からお話があったように、本来キャットウオークは、体育館のカーテンを閉めたり、そういう部分の中で通路を確保しているのですけれども、今回新しくできた四中、あるいはこれからできるところも含めて、キャットウオークは、その作業性を越えた部分でのスペースをとっているんですね。ですから、齋藤委員さんのおっしゃるような形で、生徒たちが上に上がって観客になるという事態はこれから出るだろうと思っています。ですから、以前に関西の歩道橋での事故もございました。あれと同じような事故があるということはある意味想定できる部分がございますので、施設的な部分のところで、キャットウオークの使用についての注意とか、そういう部分、四中だけではなく、ほかのところも含めて注意を喚起していくという部分で、施設の部分についてはもう一回点検する必要があるのかなと。また、点検した中で、学校長にその使用法という部分を指示していくということが必要なかなと思っておりますので、そういう対応は、プールのこともございましたけれども、改めてもう一度再点検して周知をしていくという形で対応させていただきたいと思っています。

また、設計上の部分での資格等の問題がございますけれども、それはまた教育委員会の所管ではございませんけれども、そこらへん、再度、縦割り行政という指摘を受けられないような形できちっと連携するような協議をしていきたいと思っておりますので、そんな対応を今後してまいります。以上でございます。

小田原委員長　よろしいですか。

齋藤委員　これで私もやめますけれども、要は、今言われたとおり、我々も含めているんなことを真剣に考え直さなければならないときにきています。今の話も、もっと追求させていただければ、じゃ、その補強の費用はどこから出なのかという話になってきます。単純にミスだったと言ったって、業者にただで直させないんですか。その金の問題だって出てくるわけじゃないですか。建築の話が出てくるたびに何か引っかかるんですね。少し縦割りと言われてもしようがないような、責任が何か分散しちゃっているような気がするんです。どこがしっかり本当の責任を持つか、それが何か明確でないような気がしてしようがないんですね。ここらへんは今後相当真剣に変えるところは変えていかないと、同じような問題がまた起きてくるような気がしてしようがないんですね。このような話は二度とないようになりたいと思います。

小田原委員長　この六中の件は、とりあえず了解していただけるということでよろしいですか。

川上委員　金額は。

小田原委員長　金額はどうなりますか。

萩生田施設整備課長　金額は、先ほど言いましたように、当初契約が6億1,530万円、先ほどの設計変更が3点ある中で、今積算していますけれども、大体100万円程度ということです。

小田原委員長　これは市長が専決で行うときには、金額は細目まで決定しているということですね。

萩生田施設整備課長　市長が専決すれば、そこで一応の手続が終わるということですが、議会には報告義務がありますので、議会にはまた報告させていただくということでございます。

齋藤委員　私の認識はちょっと違うんですが、今そのことについては検討するというふうにお答えになったような気がしているんですけども、違いますか。今後、その100万円の追加金のことについては、どういうふうにしようか考えるというふうにおっしゃったように思いますが。

石垣学校教育部長　考えるという部分につきましては、体制を考えるということでございます。先ほど私のほうで申し上げましたけれども、設計の責任については市側にあるということの中では、その設計会社に請求することはできないだろうと思います。齋藤委員がおっしゃるように、当初の部分でやればそんなにかけなくてもという思いも私はございますけれども、こういう状況になった中で、追加の工事が出るということになれば、それは当初の分に入っていないから、それはここで改めて建築費用ということで、ここで専決処分という形で御了解いただいて執行するということにならざるを得ないということで、御提案申し上げているところでございます。

齋藤委員　小田原先生、一つ提案です。私もこれだけ意見を言わせていただいて、皆さんには本当に失礼なことも正直申し上げましたけれども、ここを通したという責任は私にもありますので、金額を見て言うのもせこい話かもしれませんが、これにかかった費用の10分の1くらい私が払います。責任をもって私に払わせてください。そのくらいしないと私は気が済まない。

小田原委員長　齋藤さんにどういう責任があるんですか。

齋藤委員　ここを通っていったという話になりますから。

小田原委員長　ここを通っていったというのはどういう意味。

齋藤委員　認めたということになりますよね。

小田原委員長　図面を見てとかそういう話ではないんでしょう。

齋藤委員　気持ち的にはすごく納得できないんですよ。税金の中から追加料金を出すということが、気持ちの整理ができない。

小田原委員長　追加料金を出さないということであるならば、それは必要ないことだというふうにして考えるか。必要であるならば、これは齋藤さんが見落とししたという責任か、そうじゃなくて委員会としての責任というふうに考えるということですか。齋藤さん個人が10分の1の10万円出したって、それはどこも受け取れない話になりますよ。それだったら、私たち全

部含めて受け持つべきだというふうな言い方をしないとまずいんじゃないですか。なぜ齋藤さんが10万円出すわけ。 どういう責任になるわけですか。

齋藤委員 今も申し上げたとおり、私としては納得がいけないんですよ。

小田原委員長 納得がいけないということと責任をとるということと違うと思うんですよ。 どういう責任だから、私たちにもそういう責任を持ってというふうに言わないといけないんじゃないですか。ここで決めたという責任、決定権者としての責任をとれということであるならば、10分の1ではないんじゃないですか。

齋藤委員 はい、わかりました。すみません。皆さんの意見に従いますが、最終的には多数決でもいいですが、小田原先生がおっしゃったとおり、意見を取り下げただいて、この話は我々で責任をとりましょうよ。私も責任をとります。

小田原委員長 どうですか、今の話。

川上委員 責任論というのは、いろいろな考え方があるでしょうから、もしそういうふうが決まれば当然。

小田原委員長 責任というのは、発注者と設計者と施工主があって、どこに責任があるかというのは明らかにすべきだと言ったわけですよ。 そうしたら、カーテンボックスは発注者、防球ネットも発注者ですか。それがないということを見落としていたのは私たちの責任だ、そういうことでいいですか。 ドアの部分の消防署のほうは、建築が進んでくるにつれて、用材と面積の関係で、ここにもう一つ避難器具が必要だという話になった。これは施工上の問題だからやむを得ない追加要件だということでしょう。その責任はだれがとるんだといったら、これは責任のとりようがないというふうになるわけですね。防火上のことについては、そこまで工事が進まなければわからない話だった。あとの2点については、金を出さないとかいう話になるのだったら、これは我慢しろという話になっちゃうんじゃないですか。それでは子どもたちが不幸だから、子どもたちのためになることを考えなきゃいけないのは私たちだから、これは認めましょうという話になるじゃないんですか。いかがですか。

石垣学校教育部長 教育委員会には5人の委員さんがいらっしゃいますけれども、これについては合議体の部分のところでの教育委員でございます。実際に工事が決まった部分で執行していく部分については、事務局職員の職責でございます。今の齋藤委員のお話は痛感するところでございますけれども、教育委員会としての話にはならないと思います。教育委員会事務局職員の責任だろうと思っておりますので、先ほども申しましたけれども、何からの形でその部分については考えなければいけないということで申し上げたのは、そういうことでございます。それについては、また違った形で教育委員会への諮り、あるいは市長部局との調整という部分が出てくるのではないかなと思っておりますのでございます。以上です。

小田原委員長 私は、組織というかシステムの問題、縦割りとか何とかということとはまた別に、前にも似たような話があったように思うんですけれども、施設整備課の中に資格を持って図面をきちんと見て、そこを通るとか、そういう部署ないしは人の配置がやはり必要ではないかというふうに思っていますので、そういうことも含めて、組織上、あるいは仕事の分担、仕方等

についての事故防止について、こういうことが起こらないような見直し案、あるいはチェック体制を提示していただきたいということは、先ほど申し上げたとおりですね。ということでしょうか。それを明確に示して、こういう契約変更等の再発を防ぐということを改めて提示する形で、今回のこれについては認めていただくということはいかがでしょうか。

川上委員 本来ならば金額も、積算、積算と先ほどからおっしゃっていますけれども、もう1時間たっていますので、その間に数字が出てきてもよかったと思います。白地小切手を切るようなもので、もし変更ということだったら、ここに数字が、今現況が出ていれば、数字を挙げたものでの変更をここで認めるということに、本来ならばというふうに思います。

小田原委員長 そうですね。そういうところで、文書についてチェックするところがやはりあってしかるべきだと思いますね。こういう場合、出すについては、やはり工夫する必要があるんじゃないですかね。齋藤委員、どうですか。

齋藤委員 興奮して発言してしまったことを、ちょっと落ち着いて話さなければいけないのだろうなとは思いますが、気持ち的には、先ほど発言させていただいたような気持ちを私は持っています。ただ、川上先生もおっしゃったように、このことだけずっと話していても時間ももったいないですし、皆さんの。

川上委員 以前言ったのは、そのことではありませんよ。

齋藤委員 とにかく二度とないように考えていただいて、そのくらいの気持ちであるということをご理解していただければ。

小田原委員長 見直しを考える中で、教育委員会としての責任のあり方というのをおわせて考えて、委員5人で責任を持つという話になれば、それは私たちも考えるということでもいいんじゃないですか。

では、お諮りいたします。協議事項につきましては、その方向で進めていただくということによろしゅうございますか。では、そのように進めていただきたいと思います。

小田原委員長 それでは報告に入りますが、報告は何かございますか。

石垣学校教育部長 はしかについての報告を学事課長からさせていただきたいと思います。

野村学事課長 前回のと横に書いてある資料をお出ししたところでございます。日付的には変えておりますけれども。

小田原委員長 よろしいですか。裏が新聞記事のところですね。

野村学事課長 先日、庁内の麻しん対策会議を開いたところで、先日もお話ししたんですけれども、対象校になっても自費で既に打っていた方に対する救済措置、これと今後、未接種、未罹患の人が積極的に予防接種をして今後の発生に備えようという2案について、対策会議のほうに上げたところでございます。

とりあえず、4月に対象校になったところで予防接種を受けた者が33名ございました。5月24日～31日までという短い期間でございましたけれども、33名でございました。その

結果、人数が少ないということですので、もう少し人数を見てから、全体、来年度含めての対策を考えたほうがよろしいだろうということになりまして、8月10日くらいになりますと、ちょうど緊急対策の措置が終わるところでございますので、その期間を見て今後の対策を考えて、まず1案だけ、対象校で自費で打った者だけを救済措置として認めていったらどうだろうかという決定になりました。

昨日の新聞がその裏でございます。これは読売新聞でございますけれども、厚生労働省が、空白の子どもたち、1回しか接種をしていない子どもたちに対して、それが原因で今度のような大発生があったというふうなことを踏まえて、来年度からの予定でございますけれども、まだ詳細については一切決まっていないというふうに東京都は言っておりましたが、今後5年間、要するに今小学校2年生の子から1回しかやっていないわけですから、その子たちが中学1年になるまでの5年間にかけて、2回目の接種をして、今後の大発生がないようにしようという考え方を厚生労働省が出したという新聞でございます。

そんなこともあるので、八王子市において市負担を使って独自で来年度からの大発生に対して措置をするかどうか、この厚生労働省の行方、動向を見守りながら今後決めていくことになるかと思いますが、ここで決められたことは、先ほども申し上げましたとおり、1の部分だけ、対象校で自費で既に接種していた者に補助をするという形で決定をいただきました。以上です。

小田原委員長 学事課からの報告は終わりました。本件につきまして質疑、御意見がございましたらどうぞ。

石垣学校教育部長 追加で説明させていただきます。

各学校を通しまして、対象となった学校の保護者の方については、補助の制度が7月いっぱいございますので、ここで改めて予防接種を受けるようにという通知をここで出すところがございますので、そういう対応は今後も重ねていきたいと思っているところがございます。

野村学事課長 参考でございますけれども、罹患者については、先日お話ししたかと思うんですが、6月26日に最後になりまして、それ以降の報告はございません。それから2週間近くたっているかと思いますが、終息傾向に入っているのかなという判断をしています。

小田原委員長 免疫保有率みたいなのはわかっているんですけど。

野村学事課長 それは全員調べていないのでわかりませんね。ただ、予防接種も打っていないし罹患していないという子どもの数は確認しているんですけども、その子たちは当然免疫は持っていませんよね。接種した子でも免疫がない子がいて、今回、問い合わせがあったところでは、そんな状況があったので自分の子どもは接種しているけれども免疫があるかどうか調べたところゼロだと言われたので対象になるかというお問い合わせが2件ございました。それについては、対象になるというふうにお答えしています。要するに、かかってもらっては困るわけですから、それは当然対象になるかと思えます。

小田原委員長 よろしいですか。

齋藤委員 ちょっと野村さんのほうに、「前日も言いましたけど」というところで、私も教育委員になる前に傍聴していたことがあるんですよ。傍聴者の方々はかなり興味を持ちながらこの

席にいるわけで、いろんな経緯の流れというものをずっと見ているわけです。麻しんの話は、我々は理解していますけれども、前回は懇談の席だったじゃないですか。だから、私はそれをチェックしていたときに、傍聴している人はちんぷんかんぷんだなと思ったんですよ。きょうもまた懇談のところになっていたから、この場やったほうがいいんじゃないですかと言ったんです。

野村学事課長 それは大変失礼いたしました。ただ、まだ決算が終わっていないので、決算がすっかり終わってから御報告しようと思っていたので、言いわけになってしまいますけど、そういうことでございます。

小田原委員長 ということでよろしゅうございますか。では、学事課からの報告は終わりました。

そのほかの報告はございますか。ないですか。

じゃ、委員の中で何か御報告はございますか。

齋藤委員 これもまさしく今言ったのと同じような流れなんですけど、前々回の定例会、第5回6月6日の定例会のときに、学校の校庭の夜間開放についてという問題が報告事項ではおかしいだろう、これは協議しなければならないだろうと言ったまま1カ月たったんですけども、そのままになっているんですね。こういう流れはしっかりやっていると、私が聞き落としているのかどうかかわからないんですけども、私がメモした中では、あそこで断ち切れちゃって、結果的に報告事項はおかしいですね、もう少し協議していろいろと決めていかなければならないでしょうといった戻ったような気がするんですが、そのままです。きょうあたり報告が出るのかなと思ったんですが、もうそろそろ決めていかないとうまくないんじゃないですか。

遠藤スポーツ振興課長 この件につきましては、今回につきましては実施しないということにしたいと思っております。ですから、もしやるとすれば、改めて提案ということにしたいと思っております。今回はしないということでございます。

小田原委員長 報告じゃないということと理解していいんじゃないですか。

齋藤委員 いや、私の理解からすると、校庭を9時まで夜間開放するというのが話題に上った段階で、じゃ、体育館はどうするのかという話も出てきたじゃないですか。校庭はやめましたと言っても、体育館の問題が残っているんじゃないですか。体育館を今までそのままにしておいたこともまずいんじゃないですかという話があったと私は認識しているんです。だから、校庭のことが出てきたので、体育館も見直すべきなんじゃないのというふうになったんじゃないですか。それを検討しましょうというふうに、私はそのまま保留になったと思っているんですよ。今のお答えだと、今回は校庭はやめましたということになってくると、体育館は今までどおり、子どもたちは9時まで使用できるということそのままで認めるという形ですね。そこが問題なんじゃないのということを石川教育長もおっしゃって、これは考え直すべきなんじゃないかということをお話し合ったんじゃないんですか。

遠藤スポーツ振興課長 これにつきましては、学校開放という中できちっと方向を出していきたいと思っております。

小田原委員長　それは違う。学校開放という観点ではないんですよ。根本は、子どもの育て方を、教育委員会としての姿勢をどういうふうな形で打ち出していくかということなんです。後でどこかで報告があるだろうと思いますけれども、学力の向上ということも一つの課題であるわけですね。だから、そういうのとあわせて、どういうふうな子どもたちの育て方をしていくかを全市民的な立場から検討する。そのところに体育館あるいはグラウンド開放の時間帯が引っかかってきたということだから、もうちょっと、自分のところだけ考えるというふうな発想ではなくて考えていただきたい。

石垣学校教育部長　大変申しわけないんですけれども、生涯学習スポーツ部と学校教育部のほうで、その課題については統一しようということになっておりますけれども、まだ時間がない中ですり合わせができていない。そんな状況もございますので、ここについて報告できる、あるいはこの中で協議していただく内容になっておりません。次回以降、ちょっとお時間をいただければと思っております。体育館の使用時間の問題がございますので、これについてはちょっと慎重な論議をしていかないと、ある意味で片落ちになる可能性もございますので、事務局の中では十分に論議をしていかないと、これは簡単に、じゃ、こうしますという話にはならないと思います。そんなことでございますので、よろしくお願ひします。

齋藤委員　わかりました。ついでに御意見を言わせていただきますね。先日ある講演を聞きに行きました。元警視庁の少年非行の専門家の講演を聞いたんですよ。かなり詳しいデータをたくさんお持ちのようなんですけれども、この方が声を大にして言っていたのは、やっぱり子どもたちの睡眠時間、特に小さい子どもたちを、12時前に、何時に寝かせるかという問題と、脳の発達との比例が如実に出ていますね。これは単純なデータの発表だったんですけども、それを聞いたときに、この問題をちょっと思い出したんですよ。そういえば、この問題がそのままになっているなど。子どもたちを今後八王子市としてどういうふうに育てていくのかということを考えてときに、やはりしっかり決めていかなければならない内容だというふうに私は思います。今まで体育館をそのままにさせていたことのほうが問題だったのかもしれない。このへんは、いろんな方の御意見だとか、大学教授なんかもいろんなものを持っているでしょうから、データをちゃんと見てみて、何時が適切なのかどうなのかということを検討していく必要があるような気がしました。

石垣学校教育部長　齋藤委員がおっしゃるとおりでございます。私のほうも、単に事務局だけで調整できる話ではございません。各界の、あるいは専門家の本とか意見というものを拾い出し、そういうものを出した中で論議をしていかなければいけないし、そういうものがないと、教育委員会で直接お話をするというわけにはいかないと思っております。その部分でのきちっとした私どもの見解というものは重ねていかないと、片落ちになってしまいますので、そんなことで御了解いただきたいと思ひます。

小田原委員長　よろしゅうございますか。

ほかに委員の方からの御報告、何かございますか。

川上委員　報告ではないんですけれども、全く違った話です。

齋藤委員から子どもの睡眠時間ということで話が出たので、ちょっとそこから思い出したのですけれど、これは実話ですけれども、春の運動会がありました。運動会の際に御両親が観戦に来て、そこでお料理の仕出しを取って、ビールを飲んでたばこを吸ってという姿があったそうです。八王子ではありませんのでね。そういうときに、私は子どもの力ということで今ここで話をさせていただくんですが、もちろん放送でも注意します。先生方も、そこのお母様、お父様のところへ行って注意をなさる。それでもお聞きにならない。ビールにはタオルをかけてお飲みになっていたということだそうです。大人はそうやって注意を聞かない。翌日、子どもが、自分の親がそういうことをしたということで「先生、ごめんなさい」と言いに来たそうです。ここのところはすごく大きいところだと思いますので。私も教育の現場にいます、もちろんシステムもそうですし規則もそうかもしれませんが、その子どもの力というのはあるんですよね。無垢で生まれてくるわけですから、そのところを何とかしないといけないのではないかと、親力や何かも言われているところでしたので、子どもの純粋さを私たちがどのように守って育てていかなければいけないのかなというところを考えたいと思います。

それからもう一つ、これは全く逆の話ですが、これも八王子ではないので御安心いただきたいと思いますが、やはり実話です。宿題を出します。宿題を生徒児童がやってこないときに、その宿題をやってこなかったことを何にも問いたださないという。それはほかの児童生徒から聞いているわけですけど、そうしたら、その先生は何と「プライバシーだから」と言ったという話を聞きました。この2つにだけは私も仰天をして、そういうふうな実話があるんだということ私たちも知っていなくてはならないなというふうに思って、ちょっとここで話をさせていただきました。

これには、これからどうこうというのものもあるし、いろんな考え方もあると思いますので、ちょっと披露させていただきました。

小田原委員長 似たような話というのはいろいろあると思います。修学旅行の行き先を「がんとうじんじゃ」と言ったとか、「ひろまえ大学」とか「ひろまえ市」とかというような話があって、それを親が指摘していたり。

川上委員 「ひろまえ市」は先生じゃないですけど、本当に現実、何とかしないといけないところなんじゃないかなというふうに思います。ただ、今の中で一番救われるのは、子どもというのは純粋で力があるし、正しいこともよいこともよくわかっている。それを大人がつぶしてしまわないようにしなければいけない。そういう社会をつくらなければいけないのではないかなというふうに思います。

小田原委員長 それはそうですよね。先ほどの齋藤さんの話もそうですけれども、大人や私たちがきちんとしていかないといけないだろう。教育委員会そのものが形骸化しているという話が国レベルでも出ていますから、決してそうあってはならないだろうと思うんですが、今の話は他山の石として心して取り組んでまいりたい。大人の責任ということですね。

特に学校なんかそうなんですけれども、学校が子どもたちを引き受けた以上、家庭がどうだとかいう話にしなくて、学校は学校としての責任を果たしていく。大人は大人としての責任を

果たしていく。社会があまりにも子どもをほったらかしにしているところがありますので、そういうところをどう補っていくか、いろいろ知恵を出し合っていかなければいけないだろうと思います。

石川教育長　今、教育再生ということで、盛んに上から下まで議論がされているところなんですけれども、せっかくこういう機会、齋藤委員からも子どもの夜の時間等についてのお話もありまして、私どももずっとこのことは考えておりまして、特にここ何年にもわたって学力低下の問題が言われているわけですから、やはり学校が一番やらなければいけない部分だろうというふうに思います。学校だけやったら効果はないわけで、やはり家庭を巻き込んだ形でやっていかない限りは実効が上がりませんので、今、学校側にも、特に校長たちに働きかけをしまして、どうやったら家庭に影響を与えるような方策があるのか、そのへん、一緒に知恵を出してやっていこうということにきていますので、もう少し話をまとめた中で、ここで協議していただいて、何らかの形として現場に示していきたい、そんなふうに考えているところです。

小田原委員長　今の教育長の話で思い出したんですが、昔、「私のカバンはなぜ重い」という話があったんですね。それで、学校にロッカーをきちんと置いて、みんながそこに置いていけばランドセルが軽くなるだろうというふうな話が、ある時期あったんですね。それから宿題の話がありますよね。宿題を家庭学習の形で出すと、そんな時間はとてもないとかいうので、宿題を出さないような話とかいろいろあったんですが、宿題だとかそういうのを含めて、学校はどういうふうに対応していくかという非常に難しい問題がありますけれども、ぜひ検討課題にさせていただければと思います。

さっきの川上委員の話だと、宿題を出しても、やらなくてもいい話になっちゃう。これでは宿題を出す意味がないわけですね。宿題をやってきた、やってこないというのを後ろにグラフで示すとかいうことをするのはどうかという問題はあるけれども、宿題をやってきたかどうか、やってきた子を称揚するというのとは一つの教育技術だろうというふうに思いますので、またいろいろ含めて検討をお願いしたいと思います。

それでは、ほかにないようでしたら、ここで暫時休憩ということにしたいと思いますけれども、よろしゅうございますか。

なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退室願います。

【午後3時25分休憩】

上記会議録は事実と相違するところがないことを認め、下に署名する。

八王子市教育委員会委員長

八王子市教育委員会委員